

輪之内町子ども・背少年未来づくり交付金

～次代を担う青少年の未来を、地域ぐるみで支えよう～

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することは、町民すべての願いです。この願いを実現するためには、青少年自らが生きがいを持ち、自立心を養い、自己の確立をめざすよう努めるとともに、町民すべてが地域ぐるみで健全育成運動を推進することが大切です。

「青少年育成町民会議」とは？

地域社会における青少年育成活動を支援し、広げていくための組織です。自治会、子ども会、学校、PTA 等と連携を図りながら、地域に根付いた事業や活動を企画・推進しています。

新制度：輪之内町子ども・青少年未来づくり交付金

これまでの現金支給による助成金制度から、「輪之内町子ども、青少年未来づくり交付金」制度へと新しくなりました。

こんな活動に使えます(経費目安:10万円以上)

少子高齢化が進み「子どもが少なくて活動が難しい」という地区でも、「すべての世代の居場所作り」や「地域コミュニティの活性化」のために幅広くご活用いただけます。今行っている行事の経費をまとめたり、内容を充実させたりして、**合計10万円以上の事業**を目指して計画してみてください。

- **多世代交流・居場所作り**
 - 三世代交流 BBQ、100円カフェ(地域サロン)の運営、昔遊び、茶話会、など。
- **子ども会・地区行事の充実**
 - ラジオ体操の参加賞、子ども会行事の備品・材料費など。
- **伝統芸能・地域行事の継承**
 - 太鼓や笛の練習、祭り用品の購入、大人から子どもへの技術伝承。
- **花壇づくり・環境美化**

- 苗や土の購入、多世代での共同作業を通じた交流(サツマイモの定植)など。
- **文化祭・展示会への出展**
 - 作品制作の材料費など。

子どもが少ない地区であっても、地域の大人が「次代を担う若者」を思い、集まる場を作ることも立派な育成活動です。既存の行事をより良くするためにも、ぜひ本交付金を活用してください。

⚠ 対象にならないもの

以下の経費は交付金の対象外となります。ご注意ください。

- 人件費
- 役員懇親会の食糧費(飲み物・食事代など)
- 旅費(交通費・宿泊費など)

事業の計画・実施について

本事業は、**青少年育成推進員**が主体となり、**区長さん**や**スポーツ推進員さん**と相談・協力しながら進めていただきます。

1. **相談:** 地域のニーズ(既存行事の充実や多世代交流の場づくり等)を区長さんやスポーツ推進員さんと話し合う。
2. **計画:** 推進員を中心に、既存のラジオ体操や花壇づくりなどの経費を「一つの事業」として合算し、合計 10 万円以上の計画を立てる。
3. **実施:** 地域ぐるみで連携し、全世代が生き生きと過ごせる活動をスタート!

💡 **事業の進め方: 一人の負担を減らし、みんなで楽しむ体制づくり**

本事業は、青少年育成推進員一人が計画を抱え込むものではありません。地域全体で「子どもたちのために何ができるか」を楽しく話し合い、役割を分担して進めるのが理想の形です。

👏 「チーム地域」で取り組む3つのポイント

- 【一人で悩まない！】 青少年育成推進員さんが「リーダー」として全てを決定する必要はありません。区長さん、スポーツ推進員さん、子ども会など、地域の顔ぶれが集まって「雑談」の中からアイデアを出すことから始めましょう。
 - 【得意なことを分担する】 「企画を考えるのが得意な人」「当日の準備が得意な人」「子どもと遊ぶのが上手な人」など、みんなの得意を持ち寄れば、一人の負担はぐっと軽くなります。
 - 【今ある行事を「つなげる」だけ】 ゼロから新しいイベントを作る必要はありません。今行っているラジオ体操や花壇づくりを「ひとつの大きな活動」としてパッケージ化するだけ。
-

💡 推進体制のイメージ(みんなが主役！)

[中心:地域の推進チーム]

- 青少年育成推進員さん: 地域をつなぐ「きっかけ役」
- 区長さん: 地域の知恵袋・見守り役
- スポーツ推進員さん: 体づくり・元気の源
- 子ども会現場の盛り上げ役

※「青少年育成推進員さんに任せきり」にせず、みんなアイデアを出し合い、みんなが実施する雰囲気づくりを大切にしましょう。

【お問い合わせ先】 輪之内町青少年育成町民会議事務局

(輪之内町教育委員会 0584-69-4500)



交付金の申請手順(かんたん 5 ステップ)

本事業は、令和 8 年 4 月 1 日から施行される新しい制度です。申請から支払いまでは、以下の流れで進めます。

① 計画・相談(みんなでアイデア出し)

- 青少年育成推進員、区長、スポーツ推進員などで集まり、地域の行事(子ども会、健全育成活動など)をどう組み合わせるか相談します。
- **ポイント:** 一人で悩まず、地域の役員みんなで「何をやろうか」と話し合うことからスタートしましょう。

② 交付申請(第 1 号様式を提出)

- 決まった計画をもとに、区の代表者(申請者)が「交付金交付申請書」を町へ提出します。
- **上限額:** 予算の範囲内で 10 万円が上限となります(年度内 1 回限り)。

③ 交付決定の通知

- 町が内容を審査し、適当と認められれば「交付決定通知書」が届きます。
- 通知が届いたら、いよいよ事業スタートです。

④ 事業の実施と実績報告(第 3 号様式を提出)

- 地域みんなで協力して事業を実施します。
- 事業完了後、速やかに「交付金実績報告書」を提出してください。領収書などの整理もみんなで手分けするとスムーズです。各地区の判断で、実施写真を任意で提出していただいても結構です。

⑤ 確定・請求・支払い

- 町が報告内容を確認し、額を確定させます。
 - 確定通知を受け取ったら、「交付金請求書」を提出します。その後、町から交付金が支払われます。
-